

第45回全国豊かな海づくり大会～魚庭（なにわ）の海おおさか大会～ 協賛要領

第1条 趣旨

この要領は、第45回全国豊かな海づくり大会～魚庭（なにわ）の海おおさか大会～（以下「大会」という。）の基本理念に賛同する企業や団体、個人（以下「企業等」という。）が、大会及び関連行事（以下「大会行事」という。）に協賛する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

【基本理念】

大阪の海や河川等がもたらす豊かな恵みを将来にわたって享受するため、それらを育む環境の保全・創出や水産資源の保護・管理等の取組みを進めることにより、府内水産物をはじめとした大阪の魅力を広く発信し、水産業の振興と地域の活性化を図ります。

第2条 協賛

1 協賛区分

この要領において協賛とは、企業等が第45回全国豊かな海づくり大会大阪府実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 資金協賛

大会の準備及び運営等に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供

(2) 物品協賛

大会の準備及び運営等に要する物品（以下「協賛品」という。）の提供

(3) 広報・PR協賛

大会行事の広報及びPR活動への協力

(4) その他協賛

前各号の他、実行委員会が特に認めるもの

2 協賛単位

協賛金の提供については、原則として、1万円を1口とする。

3 協賛内容

前第1項第2号から第4号までに規定する物品協賛、広報・PR協賛及びその他協賛（以下「物品協賛等」という。）の内容について、協賛を申し込もうとする企業等（以下「申込者」という。）は実行委員会と協議するものとする。なお、協賛に要する経費は申込者が負担するものとする。

また、協賛品には、協賛する企業等の名称等を表示することができる。

第3条 協賛の募集期間

協賛の募集期間は、原則令和7年6月19日から令和8年8月31日までとする。

第4条 協賛の申込み等

1 申込み

申込者は、「資金協賛申込書（様式第1号）」又は「物品協賛等申込書（様式第2号）」（以下「申込書」という。）を実行委員会に提出するものとする。

2 申込書の受理

実行委員会は、前項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、第 10 条第 1 項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、速やかに申込者に対し「協賛申込受理書（様式第 3 号）」により受理した旨を通知する。

第 5 条 協賛金の納付等

1 納付方法

協賛金の申込者は、第 4 条第 2 項の規定による通知（以下「受理通知」という。）を受けたときは、原則として、実行委員会が指定する金融機関の口座への振込により、受理通知に記載する期限までに協賛金の全額を一括して納付するものとする。

2 領収書及び協賛金受領台帳

実行委員会は、協賛金の受領を確認した場合は、速やかに「領収書（第 45 回全国豊かな海づくり大会大阪府実行委員会事務局財務会計規程様式第 6 号）」を発行し、「協賛金受領台帳（様式第 4 号）」に記載する。

第 6 条 協賛品の納入等

1 協賛品の納入

協賛品の申込者は、受理通知を受けたときは、実行委員会が指定する方法（期日を含む。）により、協賛品を納入するものとする。

2 企業等の名称の表示

第 2 条第 3 項により協賛品に企業等の名称等を表示する文字サイズ等は、実行委員会が指定するものとする。

3 受納書及び協賛品受納台帳

実行委員会は、協賛品を受納した場合は、速やかに「受納書（様式第 5 号）」を発行し、「協賛品受納台帳（様式第 6 号）」に記載する。

第 7 条 広報・PR 協賛及びその他協賛の実施等

1 広報・PR 協賛及びその他協賛の実施

広報・PR 協賛及びその他協賛（以下「広報・PR 協賛等」という。）の申込者は、受理通知を受けたときは、協賛内容の詳細について実行委員会と協議の上、協力を行うものとする。

2 実績報告書による報告

申込者は、前項の協賛を実施後、「広報・PR 協賛等実績報告書（様式第 7 号）」により実行委員会に実績を報告するものとする。

3 広報・PR 協賛等実績台帳

実行委員会は、前項の報告を受けた場合は、速やかに「広報・PR 協賛等実績台帳（様式第 8 号）」に記載する。

第 8 条 協賛への返礼等

1 協賛への返礼

協賛を行った企業等（以下「協賛者」という。）のうち、資金協賛をした協賛者への返礼は、別表「協賛への返礼一覧表」のとおりとする。

また、物品協賛等をした協賛者への返礼は、実行委員会が協賛内容から換算した金額に応じ、協賛金に準じた返礼とする。

2 複数回協賛

企業等が複数回に分けて協賛した場合は、その合計金額に応じた返礼とする。

3 返礼の追加

実行委員会は、「協賛者返礼一覧表」に記載の返礼のほか、必要に応じて協賛者への返礼を追加することができる。

4 譲渡等の禁止

協賛者は、提供された返礼を第三者に譲渡又は移転することはできない。

5 返礼の不要

協賛者は、協賛への返礼を希望しない場合には、その旨を実行委員会へ申し出るものとする。

第9条 協賛金及び協賛品の使途

協賛金及び協賛品は、その全てを次の各号に掲げる目的のために使用するものとする。

- (1) 大会の開催効果をさらに高めるための機運醸成事業等を実施するため
- (2) 大会行事を府民に周知するため
- (3) 大会行事の参加者への配布物等のおもてなしのため
- (4) 大会行事の会場設備等のため
(例：中継の放映場所追加（都心部でのデジタルサイネージ）等）
- (5) その他大会行事等の開催のため

第10条 協賛の不受理等

1 協賛の不受理

実行委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛を受理しないものとし、申込者に対し「協賛申込不受理通知書（様式第9号）」によりその旨を通知する。

- (1) 大会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
- (2) 法令又は公序良俗に反する者、又は社会的に非難を受けるおそれのある者
- (3) 特定の政治、宗教及び思想の活動を目的とする者、大会を特定の政治、宗教及び思想の活動に利用するおそれのある者、特定の政治、宗教及び思想の活動のために、協賛への返礼若しくは協賛の事実を利用する者、又はそのおそれのある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者
- (5) 必要数以上となった協賛品を申し込んだ者
- (6) その他実行委員会が不相当と認める者

2 協賛の取消

実行委員会は、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、当該協賛者に対し、「協賛申込不受理通知書（様式第9号）」により、その旨を通知するとともに、原則として、受領済みの協賛金若しくは協賛品は返戻する。

第11条 個人情報の取扱いについて

実行委員会は、協賛者の氏名、住所その他の個人情報を、協賛の受入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

第12条 その他

この要領に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は、実行委員会事務局長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年6月19日から施行する。

(別表)

協賛への返礼一覧表

返礼の内容	協賛金額						備考
	100万円以上	50万円以上 100万円未満	30万円以上 50万円未満	10万円以上 30万円未満	5万円以上 10万円未満	1万円以上 5万円未満	
1 式典行事への招待者枠優先確保 【企業・団体のみ】	○	—	—	—	—	—	式典行事の遂行や運営の都合上、ご招待できなくなる可能性があります。
2 感謝状の贈呈	○	○	○	○	—	—	個人の場合100万円以上、団体の場合1,000万円以上で実行委員会会長（大阪府知事）から直接贈呈
3 関連行事会場等での企業ブース出展 枠確保	○	○	—	—	—	—	
4 大会公式SNS（Instagram等）での紹介	○	○	—	—	—	—	
5 式典プログラム・協賛者ボードへの掲載	□ゴ	□ゴ	□ゴ	名称	—	—	
6 大会記念誌の贈呈	○	○	○	○	○	—	
7 大会記念品の贈呈 ※金額に応じて内容が変わります	○	○	○	○	○	—	
8 実績報告書等への掲載	□ゴ	□ゴ	□ゴ	名称	名称	名称	
9 大会公式HPへの掲載	□ゴ・ 企業HP リンク	□ゴ・ 企業HP リンク	□ゴ・ 企業HP リンク	名称	名称	名称	

【留意事項】

(1) 実施時期等については、以下のとおりとする。

【2・7】 実行委員会事務局から協賛者にお知らせします。

【1・3・5】 大会開催日

【4・9】 協賛金の受領又は協賛物品等に係る受理通知以降～令和9年3月

※大会公式HP及びSNSの開設は令和7年10月頃を予定

【6・8】 令和9年3月頃予定

(2) 5、8及び9は、協賛金額の区分ごとに文字やロゴの大きさを変更する場合がある。

また、掲載順位は、協賛金額の高い順とし、同額の場合には、申込順とする。

金額と申込順が同じ場合には、50音順とする。